

丹波市介護保険事業運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿に必要な事項を記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(報道関係者に係る手続)

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて会長が定める人数とする。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議の出席者等に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 議事の進行を妨げるおそれのある物を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び係員の指示に従い、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。

- (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第7条 傍聴人がこの要領の規定を守らないときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、協議会において会議非公開の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月16日から施行する。